

Tax News Flash

December 2024

ジョイント・オペレーションの税務処理に関する新規定

ジョイント・オペレーション（JO）の税務上の取り扱いをまとめた財務大臣令2024年第79号（PMK-79）が2024年10月18日に発行された。当規定ではJOを納税義務がありNPWP（納税者番号）とPKP（付加価値税/VAT登録）を必要とするJOと、NPWPとPKPを必要としないJOの2つのグループに分類している。

NPWPとPKPを必要とするJOの要件

- JOは、その関与する契約または活動が以下の項目を含む場合、NPWPを取得しなければならない。
 - 商品/サービスの提供
 - 収入の受領
 - JO名義での費用負担
- JOメンバーのいずれかが登録されているインドネシアの税務署にNPWPを登録しなければならない。また当該JOメンバーをJOの代表としてJO契約書に明記する必要がある。契約が要件を満たしている場合はJOの構成から1ヶ月以内、契約に明記されていない場合は活動を開始し要件を満たしたときに登録を完了しなければならない。
- JOが小規模事業者の基準値を超える場合、またはJOのメンバーのいずれかが既にPKP登録事業者である場合は、PKP登録が必要となる。

NPWPとPKPを持つJOの税制上の取り扱いの概要

税の種類	PMK-79
VAT/奢侈品販売税(LST)	<ul style="list-style-type: none"> ● VATの徴収： JOおよびJOメンバーはVAT徴収の義務がある。 ● 課税対象と時点： JOが商品・サービスを顧客に引き渡した時点で課税される。 ● 課税標準： VATインボイスは、一般的なVAT規則に従ってJOが顧客に対して発行する。一方、JOメンバーがJOに発行するVATインボイスには、JO契約書に明記された貢献度を反映し、各JOメンバーが提供した商品またはサービスを明記する。 ● VATインボイスの発行： JOは商業インボイスとVATインボイスを顧客に発行する。JOメンバーは、JOが顧客に対してVATインボイスを発行する時までに、JOに対してVATインボイスを発行しなければならない。 ● 仕入VAT控除： JOまたはJOメンバーは、要件を満たせば仕入VAT控除ができる。 ● LST： 課税対象となる商品を顧客に納品するときに、1度だけ課税される。
法人税	<p>JOおよびJOメンバーは、法人税申告を行う義務がある。</p> <p>JOの課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 収入： JOが顧客から得る収入は、JOの収入として取り扱われる。 ● 費用： 費用はJO契約書に記載されるJOメンバーの貢献度に基づき、また各JOメンバーより提供される商品/サービスが特定されていないなければならない。 ● 損金算入： ファイナルタックスの対象とならない収入に関連する費用は損金算入できるが、ファイナルタックスの対象となる収入に関連する費用は損金不算入となる。 ● 損失： 税務上の損失はJOの解散時であってもJOのみが控除でき、JOメンバーは控除できない。 <p>JOメンバーの課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JOメンバーはJO契約書に明記された貢献度に基づき収入を認識する。ファイナルタックスの対象とならない所得についてはJO が収入を得て、JOメンバーの貢献度に基づく費用を認識した時点で認識される。ファイナルタックスの対象となる収入については、JO が顧客から収入を得た時点で認識される。 ● 損失： JO メンバーはJO 契約外の活動による損失も含め、自己の損失のみ控除できる。 ● JOが分配する税引後利益に対する取扱い <ul style="list-style-type: none"> - 国内課税対象または恒久的施設 (PE) <ul style="list-style-type: none"> » 法人税または源泉徴収税の対象外である。 » 法人税申告書には非課税所得として申告する。 » インドネシアに再投資されないPEの所得は26条源泉徴収税の対象となる。 - 外国課税対象： 源泉徴収税の対象となる。
源泉徴収税	<p>JOに対する課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 課税対象： JOは、収入、購入/輸入、輸出が源泉徴収税の対象となり、それらは自己申告が可能である。 ● 税額控除： 源泉徴収税または自己申告税額は、JOの年次法人税申告（ファイナルタックスの対象とならないもの）またはファイナルタックスの計算時に控除できる。 ● 顧客の義務： 顧客は源泉徴収を行い、源泉徴収票をJOに発行する。 ● 建設サービス： JOメンバーの建設サービスに基づく最高税率が適用される。 ● 一般的な源泉徴収義務： NPWPを有するJOは、他の当事者への支払いに際して源泉徴収を行う義務がある。 <p>JOメンバーに対する課税</p> <p>JO メンバーが JO から貢献度に基づき得る収入は、そのメンバーが外国の納税者でない限り源泉徴収の対象とはならない。ただし、そのメンバーが外国の納税者の場合は、第26条源泉徴収税が適用される。収入はファイナルタックスかどうかにかかわらず、通常は課税の対象となり、JO メンバーは ファイナルタックスの自己申告が求められる。収入が土地/建物の権利の譲渡または拘束力のある売買契約によるものである場合、JOのファイナルタックスの自己申告によりJOメンバーの源泉徴収税が確定する。</p>

NPWPを保有していないまたはPKP登録をしていないJOに対する課税

- **要件および登録:** JOが前述の要件を満たさない場合、NPWPまたはPKPの登録は必要なく、申告納税は各JOメンバーが個別に対応することになる。
- **VAT/LST:** JOメンバーが提供する商品/サービスにはVAT/LSTが課される。PKP登録しているJOメンバーはVATインボイスを発行しなければならず、また仕入VATの税額控除が可能である。支払うべきVAT/LSTは、JOメンバーが申告し納付する。
- **法人税:** JOの収入に対する法人税は、各JOメンバーがJO契約書で合意した割合に基づいて計算、申告し納付する。
- **源泉徴収税:** 各JOメンバーは、税法に従って自身の収入、購入/輸入、輸出、支払に対する源泉徴収税の徴収の責任を負う。

土地および建物の譲渡に関与するJOの所得税の取り扱い

- 土地および建物の権利譲渡に関するファイナルタックスの納税については税務署の承認が必要であるが、JOの責任でその申請をすることとなる。
- 土地および建物の権利譲渡を土地空間計画省で行う際、JOは納税が確認できる資料およびJO契約書（またはJO構成証書）のコピーを提出しなければならない。

移行措置

- PMK-79の発行（2024年10月18日）前からNPWPを有し、PMK-79に定める3つの要件を満たすJOは、以下の措置を取らなければならない。
 - JOの登録住所を当該PMKで定められた所在地と整合するよう移転し、それがいずれかのJOメンバーの所在地であることを確認する。
 - 要件を満たしているが未登録のJOについては、PKPステータスを確認するために事業内容を登録する。
 - 2024年10月分（すなわち2024年11月）よりVAT/LSTの徴収を開始し、2025年1月分から源泉徴収を開始する。
 - 2025年度の確定申告から法人税の計算、納付、申告を開始する。
- PMK-79の発行（2024年10月18日）前からNPWPを有していたが、PMK-79に定める3つの要件を満たさないJOは、NPWP取消の申請を行う必要がある。また、JOがPKP登録事業者である場合は、NPWPおよびPKP取消の申請を行う必要がある。

KPMG コメント

- PMK-79ではJOの課税について詳細な規定が定められ、JOに対する課税が簡素化された。またJOはJOとして法人税の申告納付義務が求められることとなり、収入分配の概念はなくなった。
 - 既存のJOで基準を満たすものは、登録住所がいずれかのJOメンバーの登録地であることを確認しなければならない。そうでない場合は、税務署にJOの住所変更を申請しなければならない。
- この規制に関して、さらに詳しい説明が必要な場合は、KPMGの担当者にご連絡ください。

お問合せ先

KPMG Advisory Indonesia

税務サービス

34th Floor Jakarta Mori Tower
40-41, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話: +62 (0) 21 570 4888

Abraham Pierre

Head of Tax

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

ジャパングデスク

三竿 祥之

Country Deputy Head of Japanese Desk

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

橋本 洋一

Yoichi.Hashimoto@kpmg.co.id

kpmg.com/id

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2024 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.